

予備試験答案練習会（憲法・統治）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(40)		0
私学助成に係る憲法上の問題が憲法89条後段の公の支配に関する問題であることの指摘		6	
憲法89条後段の趣旨		6	
「公の支配」の解釈		6	
私学助成への当てはめ		12	
・私立学校振興助成法5条が補助金の減額を認めていることの指摘			
・私立学校振興助成法6条が補助金の不支給を認めていることの指摘			
・私立学校振興助成法12条が私立学校に対する各種監督権限について定めていることの指摘			
(コメント)			
教育基本法や学校教育法の規制が及んでいることを理由に公の支配に属すると評価しているもの、厳格説に立ちつつ人事権や予算について規制が及んでいない点を指摘するもの、憲法23条、26条等の規定を踏まえ、公の支配を緩和して解釈するべきであることに触れてあてはめを行っている場合にも同様に点数を与える。			
結論の記載		2	
裁量点		8	
〔設問2〕	(60)		0
幼稚園が「教育」の事業に当たるかという問題の指摘、結論及び簡単な理由付け		2	
憲法89条後段の趣旨について、自らの見解と異なる見解の指摘		6	
「公の支配」の解釈について、自らの見解と異なる見解の指摘		6	
異なる見解に基づく当てはめ		12	
(コメント)			
指摘した見解を踏まえて下記当てはめで挙げた事実を適切に評価できていれば点数を与える			
自らの見解を踏まえた異なる見解の評価		4	
無認可幼稚園についての当てはめ		16	
・無認可であるため私立学校振興助成法等による監督が及ばないことの指摘（1）			
・A町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱において幼稚園の構成員、人事についての定めが存在しないことの指摘（2）			
・A町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱において成果報告書、予算報告書及び決算報告書の提出を行うこととされていること及び要綱に定める基準に違反した場合には補助金の返還を求めている旨定められていることの指摘（2）			
・実態として、人事等についてA町町長からの指揮監督はないことの指摘（1）			
・無認可幼稚園は地方自治法上の「公共的団体等」に当たり、地方自治法157条2項、3項の監督が及ぶことの指摘（1）			
・A町幼稚園就園奨励費が補助金の支出に該当し、地方自治法上の監査委員による監査の対象となり、地方自治法199条7項～10項に基づく監査委員の監督が及ぶことの指摘（1）			
(コメント)			
・緩和説を採用しなかった場合でも、上記の事実を指摘して適切な評価が加えられている場合には同様の点数を与える			
・事実を羅列しているのみで、評価が不明なものについては減点するか点数を与えない			
結論の記載		2	
裁量点		12	
(設問1と設問2で自身の見解が変わってしまっている場合等には点数を与えない)			
合計	(100)	100	0